

# フレンド倶楽部天理

## <小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護>

小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

※地域区分 7級地 1単位あたり 10.17円

介護度	小規模多機能型居宅介護					介護予防 小規模多機能型居宅介護	
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
単位数	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117	3,438	6,948

### 初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について加算します。  
30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30単位
---------	------

### 認知症加算（1月あたり）

認知症加算（Ⅰ）：認知症高齢者で日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算します。

認知症加算（Ⅱ）：認知症高齢者で要介護度2かつ日常生活自立度Ⅱの方に加算します。

認知症加算（Ⅰ）	800単位	認知症加算（Ⅱ）	500単位
----------	-------	----------	-------

### 訪問体制強化加算（1月あたり）

登録者の居宅における生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に加算します。

訪問体制強化加算	1000単位
----------	--------

### 総合マネジメント体制強化加算（1月あたり）

サービスの質を継続的に管理した場合に加算します。

総合マネジメント体制強化加算	1000単位
----------------	--------

### 生活機能向上連携加算（1月あたり）

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

生活機能向上連携加算 （Ⅰ）	100単位	生活機能向上連携加算 （Ⅱ）	200単位
-------------------	-------	-------------------	-------

### 口腔・栄養スクリーニング加算（6ヶ月に1回）

栄養状態について定期的に確認し、その情報を介護支援専門員と共有した場合に加算します。

口腔・栄養スクリーニング加算	20単位
----------------	------

### サービス提供体制強化加算（1月あたり）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

サービス提供体制強化加算 (I)	750 単位	サービス提供体制強化加算 (II)	640 単位	サービス提供体制強化加算 (III)	350 単位
------------------	--------	-------------------	--------	--------------------	--------

科学的介護推進体制加算 (1月あたり)

科学的介護推進体制加算	40 単位
-------------	-------

介護職員処遇改善加算 (I) (1月あたり)

1月の総利用単位数の10.2%を加算します。

介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数×10.2%
----------------	------------

介護職員特定処遇改善加算 (II) (1月あたり)

1月の総利用単位数の1.2%を加算します。

介護職員等処遇改善加算 (II)	総単位数×1.2%
------------------	-----------

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月あたり)

1月の総利用単位数の1.7%を加算します。

介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.7%
------------------	-----------

短期利用居宅介護費 (1日あたり)

介護度	短期利用居宅介護費					介護予防	
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
単位数	570	638	707	774	840	423	529

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1日あたり)

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位
------------------	--------

サービス提供体制強化加算 (1日あたり)

- サービス提供体制強化加算 (I)
- サービス提供体制強化加算 (II)
- サービス提供体制強化加算 (III)

サービス提供体制強化加算 (I)	25 単位	サービス提供体制強化加算 (II)	21 単位	サービス提供体制強化加算 (III)	12 単位
------------------	-------	-------------------	-------	--------------------	-------

※上記の単位 (介護保険の給付対象単位) に地域区分 (7級地) 単価の10.17円を乗じた額の介護保険負担割合証の割合がご利用者様のご負担となります。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 300円 . 昼食650円 . 夕食650円 午前のおやつ 100円 . 午後のおやつ 100円
日用品・教養娯楽費	1日 220円 (余剰分は季節のレクリエーションで使用します)
おむつ代	実費
宿泊に要する費用	1泊 4,000円
通常の事業実施地域を越える送迎費用	実施地域を越えた地点から往復10km未満 1,100円 実施地域を越えた地点から往復10km以上 1kmごとに110円
通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	交通機関を利用した場合は交通機関利用料金実費 自動車を利用した場合は 実施地域を越えた地点から往復10km未満 1,100円 実施地域を越えた地点から往復10km以上 1kmごとに110円
レクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費です。

(上記サービス利用料金は、消費税込みの金額です。)

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、月末で締め、翌月20日頃にご請求書を送付します。お支払方法は毎月25日にご指定の口座より自動引き落としとさせていただきます。
---------------	--